

学校いじめ防止基本方針

令和2年 4月
蔵王町立永野学校

永野小学校では、いじめを未然に防ぐ取り組みをすると同時に、いじめを認知する方法や認知した際の扱いについて、規定を設けています。宮城県の規定により、以下にいじめ防止対策をお知らせします。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童などが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

2 いじめに対する本校の基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧は、教職員が常に意識していじめ問題について取り組む姿勢を表したものです。

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方にも大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの未然防止のための取組

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があると考えます。そのために、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組んでいきます。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めてまいります。「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導してまいります。さらに、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするのもいじめを助長させる行為であることを周知してまいります。

いじめ防止のための基本的な取組として以下に5点を特に大切にしていきます。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

④いじめ防止対策委員会などを開催し、学校内だけでなく地域の協力も得ながらいじめを生みにくい環境づくりに取り組む。

⑤学校と家庭の協力体制を日常から作る。

これらの基本姿勢を教職員が共有し、児童や保護者、地域に働き掛けていくことで、いじめを生まない土壌をつくっていきたいと思います。

4 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための取組

①教職員による日常的な観察

本校のすべての教員、支援員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないようにします。

②職員間の情報共有

児童に変化が見られた場合には、学年部や生徒指導主任で情報を共有し、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等も多くの目で児童を見守るようにします。

③積極的な働き掛け

児童に日常的に声掛けを行うなど、教員が積極的に児童に対して働き掛けることで、児童に安心感を持たせるようにします。また、児童から悩みを聞くなど問題の有無も確かめます。

④アンケートの実施

学校生活アンケートを行い、児童の悩みや人間関係の把握に繋がります。

(2) いじめの早期対応のための取組

①いじめを認知した場合

学級担任だけで抱え込むことなく、学年部、生徒指導主任、教務、教頭、校長で問題について協議し、的確な役割分担の上対応に当たります。

②被害児童のケア

養護教諭やスクールカウンセラーと連携して児童の心のケアにあたります。必要に応じて各種団体や専門家と協力して対応します。

③事実確認と加害児童への指導

児童への聞き取りなどを行い、事実確認を確実にに行います。行為が事実として行われていた場合には加害児童に対しては毅然とした態度で指導に当たります。必要に応じて各種団体や専門家と協力することも視野に入れながら進めていきます。

④他の児童への指導

いじめに気付いていたのであれば教職員に確実に伝える必要があることを指導します。また、いじめが許されない行為であることを児童にしっかりと理解させます。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を確実に伝えます。学校内だけでの対応に留めることはありません。